

静岡県公安委員会規則第13号

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月25日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則（平成12年静岡県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

別記様式第1（第3条関係）

<p>運転免許取得者教育認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地） 氏名又は名称</p> <p>道路交通法第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定の申請をします。</p>	
（ ふ り が な ）	
運転免許取得者教育に使用する施設の名称	
運転免許取得者教育に使用する施設の所在地	〒（ ） （ ） 局 番
（ ふ り が な ）	
法人にあっては代表者の氏名	
認定を受けようとする運転免許取得者教育の課程の区分	
運転免許取得者教育の課程の名称	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2（第4条関係）

<p>認定申請書記載事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地） 氏名又は名称</p> <p>認定申請書の記載事項に次のとおり変更が生じるので 生じたので 運転免許取得者教育の認定に関する</p> <p>規則 第7条第1項の規定により届け出ます。 第7条第3項</p>	
認定を受けている 課程の区分及び名称	
変更を生じる （生じた）事項	
変更年月日	
変更の内容及び理由	
変更事項を証明 する書類等	
備考	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。